横浜町文化功労賞・文化賞
文化奨励賞・文化指導者賞　授与基準

§目　　的§

横浜町民（在学、在勤のため横浜町に通学、通勤するもの、在学のため町外に居住しているものを含む）及び横浜町に所在する団体で、芸術文化活動においてすぐれた業績をおさめたものを表彰することを目的とする。

§表彰の種類§

文化功労賞	一般成人	文化賞	高校生以上
文化指導者賞		文化奨励賞	小・中学生

1．文化功労賞

（1）町の芸術文化の高揚につくし、その功績が特に優れたもの。

（2）永年にわたり芸術文化活動の育成に寄与し、その功績が著しいもの。

2．文化指導者賞

文化的な大会や展覧会等で優秀な成績をおさめることができるよう、児童・生徒の指導及び育成において特に貢献があったと認められるもの。

3．文化賞

（1）芸術文化活動において、その功績が著しいもの。

（2）全国的に広く知られている文化的な大会やコンクール等の催しにおいて上位入賞（一、二、三位相当のものとし、推奨、特選、金賞等とする。）したもの。

（3）県下に広く知られている文化的な大会やコンクール等の催しにおいて最高の賞（県大会は一、二位相当のものとし、郡大会においては一位とする。）を受けたもの。（日本子どもの版画コンクールは推奨以上とする。）

4．文化奨励賞

児童・生徒で前号の（2）・（3）と同等の成績をおさめたもの。

‡対象期間‡　　令和７年１２月１日　～　令和８年１１月３０日